平成２８年（フ）第４０２３号
大阪市旭区高殿６丁目19番１号　川崎マンション　302
債務者　小林　　智
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３９２号
大阪市住之江区粉浜西１丁目２番５号　ハイツ平和　602号、前住所大阪市住之江区東加賀屋１丁目７番９―1403号
債務者　久志本　剛
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４０５号
大阪府吹田市竹谷町２番１―406号
債務者　日髙　利夫
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４５９号
大阪市都島区友渕町１丁目５番１―317号
債務者　宇田　真一
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８号
和歌山県西牟婁郡上富田町岩田1529番地の11コーポ五月202号
債務者　岡崎　直人
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２８年（フ）第４１８７号
大阪市生野区田島１丁目11番28―502号
債務者　浅野　真樹
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３６５号
大阪府八尾市高美町５丁目３番３―103号
債務者　田上　和也
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４１１号
大阪市淀川区西中島４丁目７番10―202号、前住所大阪市淀川区十三本町２丁目１番20―302号
債務者　佐伯　弘行
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５０号
愛知県豊川市諏訪２丁目318番地　ファミールふじい１Ｂ、従前の住所愛知県豊川市中条町鴻ノ巣36番地の２　鴻ノ巣住宅１棟106号
債務者　下谷　典子
1　決定年月日時　平成28年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月26日午後１時50分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第４５４号
栃木県宇都宮市みどり野町５―14ＴＹビル301、住民票上の住所栃木県栃木市藤岡町富吉1453番地
債務者　影山　恵子
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４２４号
岡山市南区芳泉２丁目15番36号Ｂ―７
債務者　大村　紘子（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成28年11月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月24日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５４２号
東京都武蔵野市吉祥寺東町２丁目38番１号ハイム吉祥寺Ⅱ302
債務者　谷　　隆子
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月11日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第８０５号
東京都八王子市追分町17番10号第７宮田追分マンション203号
債務者　船橋　　肇
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１０４９号
東京都八王子市石川町1920番地石川団地９―206
債務者　加藤　敏子
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１０５２号
東京都東村山市本町１丁目13番地19平和コーポ501
債務者　渡辺　松雄
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部